マイナンバーカードが令和3年3月(予定)から健康保険証として利用できるようになります



間 住民福祉課 住民係 ☎ 62-9112



医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに かざすだけ!

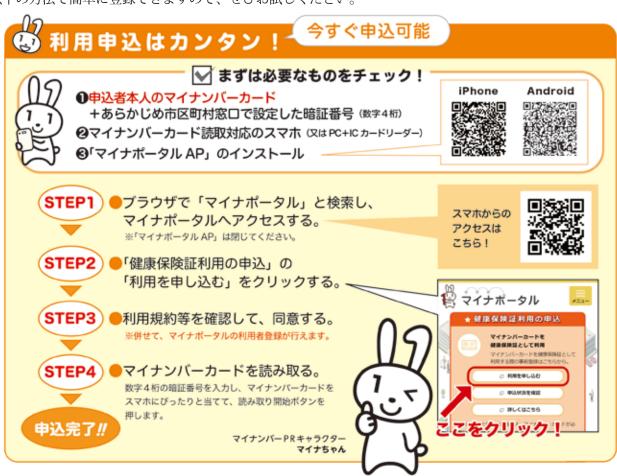
カードの顔写真を機器で確認します。 ※顔写真は機器に保存されません。

令和3年3月(**)から、マイナンバーカードが保険証(社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険等)として利用できるようになります。利用登録をすると、健康保険の加入や切り替えの手続き後に、健康保険証の交付を待たずにマイナンバーカードで医療機関を受診できるようになるほか、マイナポータルで健診情報や薬剤情報等を見ることができます。

●初回登録(保険証としての登録)が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ初回登録を済ませておく必要があります。スマートフォンや読み取り機器をお持ちでない方は、住民福祉課 住民係(1階①番窓口)で手続きできますので、お気軽にご相談ください。

マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン、またはパソコン+ICカードリーダーをお持ちの方は、 以下の方法で簡単に登録できますので、ぜひお試しください。



(※1) 医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会 保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

●保険証利用にはメリットがたくさん!

就職・転職・引越をしても 健康保険証として ずっと使える!

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、 初めての医療機関等でも、 今までに使った正確な薬の 情報が医師等と共有できる!



マイナポータルで 自身の特定健診情報や 薬剤情報・医療費情報が 見られる!



マイナポータルを通じた 医療費情報の自動入力で、 確定申告の医療費控除が カンタンに!



限度額適用認定証がなくても 高額療養費制度における 限度額以上の支払が免除される!



※マイナンバーカードに保険証の機能も持たせるものであり、現在の保険証が使えなくなるわけではありません。
※マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、健康保険の保険者(国民健康保険、健康保険組合、共産

※マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合も、健康保険の保険者(国民健康保険、健康保険組合、共済組合等)が変更となる場合は、加入・脱退等の手続きが必要です。

●マイナンバーカードを作りましょう!

保険証利用を含め、今後はマイナンバーカードを生活の中で活用する機会がどんどん増えていきます。 現在、マイナンバーカードの発行は申請から1か月程度かかっており、今後も交付窓口の混雑が予想されます。いざ使いたいときのため、早めの交付申請をお願いします。

役場の開庁時間に来庁が難しい方は、毎月第1週の火曜日に窓口業務延長日(午後5時15分~午後7時)を 設けておりますのでご利用ください。ぜひこの機会にマイナンバーカードを作りましょう。

◆これからの マイナンバーカード窓口業務延長日

【日時】

- ·令和3年1月5日(火)午後5時15分~7時
- · 令和3年2月2日(火)午後5時15分~7時
- · 令和3年3月2日(火)午後5時15分~7時 【注 意】
- ・本人確認書類を忘れずお持ちください
- ・カードの受け取りは午後6時30分までです

マイナンバーカード用の 顔写真を撮影します



マイナンバーカード発行を希望される方を対象に、マイナンバーカード用の顔写真を無料で撮影しています。

【場 所】役場1階①番窓口

(住民福祉課 住民係)

【手数料】無料

【持ち物】本人確認書類

(免許証・パスポートなど)



富士見町役場へのお問合せ

- ◆マイナンバーカード・窓口延長について 間 住民福祉課 住民係 ☎ 62-9112
- ◆国民健康保険・後期高齢者医療保険について

問 住民福祉課 国保年金係 ☎ 62-9111

健康保険証利用申込のお問い合わせ



音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間 平 日:午前9時30分~午後8時 (年末年始を除く) 土日祝:午前9時30分~午後5時30分